

あきたパートナーシップ宣誓証明制度で利用できるサービス一覧

(令和5年2月現在)

宣誓書受領証明書等を提示することで、各種サービスを受ける際に、お二人が結婚に準じたパートナーシップ関係にあることを証明できます。

1 公営住宅

市町村及び県の公営住宅に入居する際の手続きに利用できます。ただし、入居に当たっては、他の方と同様に審査がありますので、その点ご注意ください。

秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市
湯沢市	鹿角市	由利本荘市	潟上市	大仙市
北秋田市	にかほ市	仙北市	小坂町	上小阿仁村
藤里町	三種町	八峰町	八郎潟町	井川町
美郷町	羽後町	東成瀬村(※)	秋田県	

※ 村内の空き家や定住住宅等への入居に限る

2 公立病院

公立病院における面会の手続きにおいて利用できます。従前より宣誓書受領証明書の提示の有無に関わらず入院患者本人への確認により面会できるところもありますが、入院患者の病状等により面会ができない場合もあります。詳細は、それぞれの病院にお問い合わせください。

市立秋田総合病院	市立横手病院	市立大森病院
大館市立総合病院	大館市立扇田病院	男鹿みなと市民病院
市立大曲病院	北秋田市民病院	市立田沢湖病院
市立角館病院	町立羽後病院	
秋田県立循環器・脳脊髄センター		
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター		

3 その他

上記のほかにも、あきた結婚応援パスポートの対象とするほか、生活保護や要介護認定などにおいて対象となる場合があります（生計同一とみなされる必要があるなど、パートナーシップ関係にあること以外にも条件があります）。詳しくは、各市町村にお問い合わせください。